

利用上の注意、用語・分類の説明

1 利用上の注意

- (1) この結果は、総務省統計局から公表された「令和3年社会生活基本調査」の調査結果から千葉県分を抽出し、本県で整理したものです。特に断りのない限り、総平均時間（該当する種類の行動をしなかった人を含む全員の平均）の数値を記載しています。
- (2) 統計表の数字は、表章単位未満の位で四捨五入してあること、また、「総数」に「分類不能」、「不詳」の数を含むことから、「総数」と内訳を合計した数値とは必ずしも一致しません。
- (3) ポイント差は、表章数値から算出しています。
- (4) 統計表中「－」は該当数字のない箇所、「…」はサンプルサイズが10未満で、結果精度の観点から表章していない箇所です。

2 用語・分類の説明

(1) 生活行動

過去1年間（令和2年10月20日～3年10月19日）に行った行動のうち、『学習・自己啓発・訓練』『スポーツ』『趣味・娯楽』『ボランティア活動』『旅行・行楽』について、活動状況を調査したものの。

行動者数

過去1年間に該当する種類の活動を行った人（10歳以上）の数。

行動者率

10歳以上人口に占める行動者数の割合（％）。

平均行動日数

行動者について平均した過去1年間の行動日数。

学習・自己啓発・訓練

個人の自由時間の中で行う学習、自己啓発や訓練をいう。社会人の職場研修や、児童・生徒・学生が学業（授業、予習、復習）として行うものは除き、

クラブ活動や部活動は含む。

スポーツ

個人の自由時間の中で行う「スポーツ」をいう。なお、職業スポーツ選手が仕事として行うものや、児童・生徒・学生が体育の授業で行うものは除き、クラブ活動や部活動は含む。

趣味・娯楽

仕事、学業、家事などのように義務的に行う活動ではなく、個人の自由時間の中で行うものをいう。

ボランティア活動

報酬を目的としないで、自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行っている活動をいう。

旅行・行楽

旅行は、1泊2日以上にわたって行う全ての旅行をいい、日帰りの旅行を除く。行楽は、日常生活圏を離れて宿泊を伴わず、半日以上かけて行う日帰りのものをいい、夜行日帰りを含む。

(2) 生活時間

1日の行動を20種類に分類し、時間帯(15分単位)別の行動状況を調査したもので、20種類の行動は、『1次活動』『2次活動』『3次活動』に分類されている。

① 1次活動・・・睡眠、食事など、生理的に必要な活動。

【活動の内容】『睡眠』『身の回りの用事』『食事』

② 2次活動・・・仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動。

【活動の内容】『通勤・通学』『仕事』『学業』

『家事』『介護・看護』『育児』『買い物』

③ 3次活動・・・1次、2次活動以外で、各人が自由に使える時間における活動。

【活動の内容】『移動（通勤・通学を除く）』『テレビ・ラジオ・新聞・雑誌』
『休養・くつろぎ』『学習・自己啓発・訓練（学業以外）』
『趣味・娯楽』『スポーツ』『ボランティア活動・社会参加活動』
『交際・付き合い』『受診・療養』『その他』

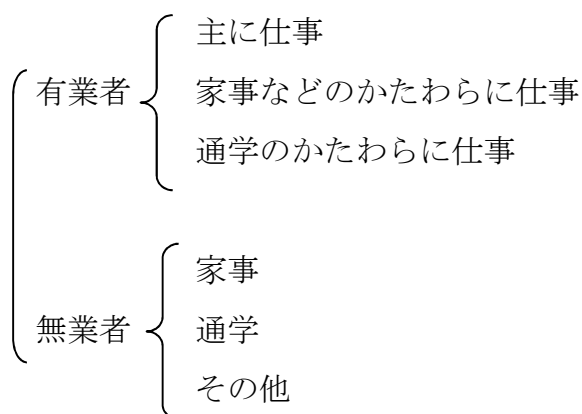
④ 週全体・・・平日、土曜日、日曜日の曜日別結果の平均。

⑤ 家事関連・・・2次活動のうちの『家事』『介護・看護』『育児』『買い物』を合計したもの。

⑥ 自由時間・・・3次活動のうちの『テレビ・ラジオ・新聞・雑誌』『休養・くつろぎ』『学習・自己啓発・訓練（「学業」以外）』『趣味・娯楽』『スポーツ』『ボランティア活動・社会参加活動』を合計したもの。

(3) ふだんの就業状態

ふだん仕事をしているか否かにより、次のように区分した。



・有業者……ふだんの状態として、収入を目的とした仕事を続けている人。

なお、自家営業の手伝い（家族従業者）は、無給であってもふだん継続して仕事をしていれば有業者とした。

また、育児休業や介護休業などで仕事を一時的に休んでいる場合は、収入の有無及び休業日数の長短にかかわらず有業者とした。

なお、仕事があつたりなかったりする人や、忙しい時だけ家業を手伝う人など、「ふだんの状態」がはっきり決められない場合は、おおむね、1年間に30日以上仕事をしている場合を、有業者とした。

- ・無業者……有業者以外の人。

なお、ふだんの状態がはっきり決められない場合は、1年間に30日以上介護をしていれば「ふだん介護をしている」とした。

(3) 平均時刻

連続する2日間の時間帯別の行動の状況から、『起床』『朝食開始』『夕食開始』『就寝』『出勤』『仕事からの帰宅』の各行動者の平均時刻を求めたもの。